

令和7年度

第13回教育委員会（定例）

令和8年2月12日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和 8年 2月12日 午後2時00分～
場 所 市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第1 第12回会議録の報告・承認

日程第2 会議録署名委員指名

番委員 (委員)

日程第3 会期の決定 自 令和 8年 2月12日 至 令和 8年 月 日 日間

日程第4 承認事項

第 9号 学校運営協議会委員の任命について (教育研究所)・・・1頁

第10号 丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例を市長に提案することについて
(子育て企画課)・・・3頁

日程第5 議案

第40号 地方自治法第180条の7の規定に基づく協議について
(教育総務課)・・・6頁

第41号 「令和8年度丹波篠山の教育」の策定について (教育総務課)・・・8頁

第42号 栗栖野地区における就学・就園区域の変更について(教育総務課)・・・9頁

第43号 丹波篠山市教育研究推進事業補助金交付要綱の制定について
(教育研究所)・・・10頁

第44号 丹波篠山市私立保育所及び私立認定こども園補助金交付要綱の一部を改正す
る要綱の制定について (保育教育課)・・・22頁

日程第6 報告事項

1 寄附採納について (教育総務課)・・・23頁

2 後援名義の承認について (教育総務課)・・・24頁

3 小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について (学校教育課)・・・26頁

4 令和7年度2月小・中・特別支援学校定例校長会について
(学校教育課)・・・27頁

5 新たな学びの日のアンケート結果並びに今後の方針について
(学校教育課)・・・28頁

6 第46回丹波篠山ABCマラソンについて (社会教育・文化財課)・・・29頁

7 第51回篠山春日能について (社会教育・文化財課)・・・33頁

8 教育長報告 ・・・36頁

《次回定例会》

教育委員会(定例) 日程：令和8年3月9日(月)14:00～ 場所：市役所第2庁舎3階2-301・302会議室

承認第9号

学校運営協議会委員の任命について

学校運営協議会委員の任命について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、別紙専決処理書のとおり処理したので、教育委員会の承認を求める。

令和8年2月12日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

《以下次頁》

専 決 処 理 書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、学校運営協議会委員の任命について専決処理した。

理由：令和7年4月1日付けで丹波篠山市立学校園における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成29年篠山市教育委員会規則第2号）第7条1項の規定に基づき任命した味間小学校学校運営協議会委員1名が任期途中で交代したことに伴い、新たな委員を任命した。については、円滑な体制移行をするため、専決処理した。

令和7年12月1日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

学校運営協議会委員名簿 退任委員

学校名	委員氏名	所属等	任期
味間小学校	竹本 正之	民生委員・児童委員	令和7年4月1日～令和7年11月30日

新任委員

学校名	委員氏名	所属等	任期
味間小学校	田中 一裕	民生委員・児童委員	令和7年12月1日～令和8年3月31日

承認第10号

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、別紙専決処理書のとおり処理したので、教育委員会の承認を求める。

令和8年2月12日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

《以下次頁》

専 決 処 理 書

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例（平成29年篠山市条例第22号）の一部を改正する条例を市長に提案することについて専決処理した。

理由：指定管理者制度導入及び新たに使用料の規定を設けることに伴う条例改正について、市議会の議決を経るべき議案として、市長に提案する必要がある中、令和8年1月23日開催の教育委員会定例会において議案として付議したが、料金設定に関する事項等について精査が必要となり、議案を取り下げた。

精査の結果、内容を修正することとしたことから、改めて教育委員会に付議すべきであるが、臨時教育委員会を開催する時間的余裕がないため専決処理した。

令和8年1月27日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例（平成29年篠山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条 市長は、子育てママフィールドの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者が子育てママフィールドを管理する場合の当該指定管理者が行う業務は、第3条各号に掲げる業務とする。

3 指定管理者が子育てママフィールドを管理する場合は、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第2条 丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

第11条を第14条とする。

第10条第3項中「、「指定管理者」」を「「指定管理者」と、第9条及び第10条中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」」に改め、同条を第13条とする。

第9条を第12条とし、第8条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

（使用料）

第8条 使用者は、別表に定める使用料（消費税相当額を含む。）を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第10条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区分	9時～12時	13時～17時
コミュニティールーム グループルーム スタジオルーム	400円	600円

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第40号

地方自治法第180条の7の規定に基づく協議について

地方自治法第180条の7の規定に基づく協議について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第14号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月12日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》



丹篠総第 355 号
令和 8 年 1 月 26 日

丹波篠山市教育委員会 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく協議について

貴職から本職の事務を補助する職員に補助執行を受けている下記の事務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定により、当該事務の補助執行の解除を協議します。

記

- 1 補助執行を解除しようとする事務
公民館に関すること。
- 2 解除予定期日
令和 8 年 4 月 1 日

議案第41号

「令和8年度丹波篠山の教育」の策定について

「令和8年度丹波篠山の教育」の策定について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月12日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

《以下別冊1》

議案第42号

栗栖野地区における就学・就園区域の変更について

栗栖野地区における就学・就園区域の変更について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第13号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月12日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後 政 俊

次のとおり変更する。

1 変更内容

（変更前）栗栖野地区の就学・就園区域：古市小学校、古市幼稚園

（変更後）栗栖野地区の就学・就園区域：城南小学校、城南幼稚園

2 適用年月日

令和8年4月1日より

※令和8年4月1日以降に栗栖野地区に転入された園児は城南幼稚園、児童は城南小学校が就学区域となる。

3 経過措置

令和8年4月1日以前から古市小学校、古市幼稚園に在籍している栗栖野地区の児童・園児については、卒業・卒園時まで古市小学校、古市幼稚園に在籍するものとする。

4 その他

・通学方法

（変更前）古市小学校：1・2年生はスクールバス、3～6年生は電車

古市幼稚園：スクールバス

（変更後）城南小学校：路線バス

城南幼稚園：スクールバス

・中学校の選択について

栗栖野地区から城南小学校へ就学した児童については、同小他児童と同様に篠山中学校もしくは丹南中学校を選択することができることとなる（遠距離通学費補助金の対象とする。）。

議案第43号

丹波篠山市教育研究推進事業補助金交付要綱の制定について

丹波篠山市教育研究推進事業補助金交付要綱を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月12日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

丹波篠山市教育研究推進事業補助金交付要綱

令和 年 月 日

教委要綱第 号

(目的)

第1条 この要綱は、丹波篠山市立幼稚園、保育園、こども園及び学校で構成する研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）が実施する教育研究事業のために必要とする経費の一部又は全部を補助することにより、積極的な研究活動を支援することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 丹波篠山市長（以下「市長」という。）は、予算の範囲内においてこの要綱に基づき、推進委員会が実施する教育研究事業に要する経費を補助するものとし、当該補助の対象となる事業に係る補助の要件、補助金の額等は別に定める。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする推進委員会は、補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添えて、別に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 教育委員会は、前条の申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めた場合は、予算の範囲内において補助金交付決定通知書（様式第2号）により推進委員会に通知するものとする。

2 教育委員会は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付し、その用途について指示できるものとする。

3 推進委員会は、前項の補助金交付決定通知を受けて、事業内容等の見直しを行う場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）に、別に定める書類を添えて、別に指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。また、事業を中止する場合は、事業中止承認申請書（様式第4号）により速やかに申し出なければならない。

4 教育委員会は、前項の事業内容の見直しの申請があったときは、第1項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により推進委員会に通知する。事業中止の申請があった場合は、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第5条 推進委員会は、当該年度の事業が完了後、事業実績報告書（様式第6号）に、別に定める書類を添えて、別に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前条の報告を受けた場合は、報告内容が交付決定内容と適合するか審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により、推進委員会に通知するものとする。

（補助金の支払）

第6条 市長は、前条の実績報告の後、推進委員会から提出される補助金請求書（様式第8号）により、口座振込で補助金を支払う。

2 市長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず概算払いをすることができる。

（交付決定の取消し）

第7条 教育委員会は、推進委員会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 教育委員会は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により推進委員会に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 教育委員会は、第4条第3項の事業中止の承認又は前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに関わる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 教育委員会は、第5条の実績報告書に記載された補助金確定額が第6条の概算払いによる支払い額に満たない場合は、その差額について補助金の返還を命ずるものとする。

3 推進委員会は、前2項による返還を命じられた場合は、速やかにこれを返還しなければならない。

（帳簿等の備付け）

第9条 推進委員会は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておかなければならない。

（指導及び監査）

第10条 教育委員会は、事業の運営について適切な指導を行うとともに、必要があるときは補助金の使途について監査するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

補助金交付申請書

第 年 月 日
号

丹波篠山市教育委員会 様

推進委員会名

代表者名

年度丹波篠山市教育研究推進事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付願いた
く交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 全体事業費	円
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

2 事業の着手予定年月日	年	月	日
事業の完了予定年月日	年	月	日

3 添付書類

- ・ 事業計画書及び収支予算書

補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付け 号で申請のあった 年度丹波篠山市教育研究推進事業補助金については、金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け 号で申請のあった事業とし、その内容は 年度丹波篠山市教育研究推進事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

全 体 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 の 額	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。
- 4 当該事業は、補助金交付要綱に従わなければならない。
- 5 この事業は、年 月 日までに完了しなければならない。

補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日
第 号

丹波篠山市教育委員会 様

推進委員会名

代表者名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった丹波篠山市教育
研究推進事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく交付要綱第4条第
3項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の着手（予定）年月日 年 月 日

事業の完了予定年月日 年 月 日

3 補助金額 円

4 事業の内容及び経費の区分（別記：変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入する。）

事業中止承認申請書

年 月 日
第 号

丹波篠山市教育委員会 様

推進委員会名

代表者名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった丹波篠山市教育研究推進事業について、次のとおり中止したいので、ご承認願いたく交付要綱第4条第3項の規定により申請します。

記

中止の理由

補助金交付決定変更通知書

年 第 号
月 月 日

様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付け 第 号で変更申請のあった、丹波篠山市教育研究
推進事業補助金については、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付 第 号で申
請のあった事業とし、その内容は補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおりとする。

事業実績報告書

年 第 号
月 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

推進委員会名

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった丹波篠山市教育研究

推進事業を下記のとおり実施したので、交付要綱第6条の規定によりその実績を報告します。

記

1 事業の内容及び経費区分（別記）

2 事業の着手年月日 （ 年 月 日）

年 月 日

事業の完了年月日 （ 年 月 日）

年 月 日

3 添付書類

- ・ 実施報告書
- ・ 収入・支出決定書
- ・ 収支決算書
- ・ その他

※ 申請内容を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度丹波篠山市教育研究推進事業補助金については、下記のとおり確定したので、交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金確定金額 | 金 | 円 |

補助金請求書

金 円也

ただし、丹波篠山市教育研究推進事業補助金

補助金交付決定額 円

補助金確定額 円

既受領額 円

今回請求額 円

<根拠> 補助金交付決定通知 (年 月 日) 第 号

補助金交付決定変更通知 (年 月 日) 第 号

補助金確定通知 (年 月 日) 第 号

上記のとおり、補助金を概算(精算)払いによって交付されたく、交付要綱第6条第1項の規定により請求します。

年 月 日

丹波篠山市長 様

推進委員会名

代表者名

補助金交付決定取消通知書

第 年 月 日
号

様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付け 号で申請のあった 年度丹波篠山市教育研究推進事業補
助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金額 円を取り消します。

(取消しの理由)

議案第44号

丹波篠山市私立保育所及び私立認定こども園補助金交付要綱の一部を改正する
要綱の制定について

丹波篠山市私立保育所及び私立認定こども園補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月12日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市私立保育所及び私立認定こども園補助金交付要綱の一部を改正する
要綱

丹波篠山市私立保育所及び私立認定こども園補助金交付要綱（平成22年篠山市教育委員会要綱第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 保育所等における食の安全・安心推進事業補助金

第3条に次の1号を加える。

(8) 保育所等における食の安全・安心推進事業補助金

兵庫県福祉部補助金交付要綱別表保育所等における食の安全・安心推進事業対象経費の基準額及び補助率により決定する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

報告 1

寄附採納について

次のとおり寄附の申し出があり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則(平成14年篠山市教育委員会規則第5号)第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年2月12日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

No.	寄附者	品目	数量	価格	備考
1	国際ソロプチミストささやま 会長 上田 照代	現金	—	30,000 円	中央図書館の図書購入費用として活用
2	味間認定こども園 保護者会 「あおぞら会」	大型掛け時計	1 台	23,000 円 相当	味間認定こども園遊戯室で活用

報告 2

後援名義の承認について

丹波篠山市教育委員会の後援名義使用願いについて、次のとおり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年2月12日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

No.	名称	実施日	団体	場所
1	篠山よさこいまつり2026	令和8年4月12日	篠山よさこいまつり実行委員会 実行委員長 上羽 裕樹	三の丸広場他
2	タッチングアロマでほっ香り体験会 お抹茶&アロマセラピー	令和8年3月18日	NPO法人タッチングアロマ笑香 理事長 吉竹 節子	丹波篠山市民センター
3	フォグアーツ・プロジェクト ワークショップ ～アーティストといっしょに素材であそぼう！～	令和8年3月14日	フォグアーツ・プロジェクト 会長 押部 匡子	篠山チルドレンズミュージアム
4	丹波篠山市内写真クラブ 合同写真展	令和8年2月21日 ～26日	丹波篠山市内写真クラブ連絡会 根本 隆弘	丹波篠山市民センター
5	第32回丹波篠山市吹奏楽連盟 定期演奏会	令和8年3月22日	丹波篠山市吹奏楽連盟 理事長 青野 公彦	田園交響ホール

No.	名称	実施日	団体	場所
6	第6回国際声楽コンクール東京・西日本准本選	令和8年9月19日 ～22日	一般社団法人カンタームス 代表理事 田辺 とおる	田園交響ホール
7	タッチングアロマでほっ 香り体験会 第6回ナイトアロマ	令和8年3月12日	NPO法人タッチング アロマ笑香 理事長 吉竹 節子	丹波篠山市民 センター

報告 3

小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について

小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年2月12日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別紙1》

報告 4

令和 7 年度 2 月 小・中・特別支援学校定例校長会について

令和 7 年度 2 月 小・中・特別支援学校定例校長会について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 2 月 1 2 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊 2》

報告 5

新たな学びの日のアンケート結果並びに今後の方針について

新たな学びの日のアンケート結果並びに今後の方針について、丹波篠山市教育委員会事務
決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いた
します。

令和8年2月12日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊3》

報告 6

第 4 6 回丹波篠山 A B C マラソンについて

第 4 6 回丹波篠山 A B C マラソンについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 14 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 2 月 1 2 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

第46回丹波篠山ABCマラソンについて

期 日 令和8年3月1日(日)
 コース 篠山城跡マラソンコース(日本陸連公認)
 会場 篠山城跡三の丸広場
 種 目 マラソン(42.195km)、リレーマラソン
 出場資格 2007年(平成19年)4月1日以前に生まれた者
 ただしリレーマラソンについては2010年(平成22年)4月1日以前に生まれ
 た者とする。
 種 別 陸連登録の部(男子・女子)、一般の部(男子・女子)、リレーマラソン
 参加料 フルマラソン10,000円、リレーマラソン15,000円、海外枠20,000円

特別協賛：株式会社PILLAR

(1) 大会参加申込状況

申込区分	申込方法	受付期間	申込者数	申込者数
一般申込	インターネット	10月1日～12月20日	7,886人	9,092人
	窓口(市民のみ)	12月21日～1月31日	1,196人	
	海外枠	10月1日～1月31日	10人	
朝日スポンサー協賛等(特別協賛：株式会社PILLAR)			11人	33人
医師会、日医ジョギーズ、ポリスランナー(※参加料免除)			22人	
リレーマラソン	インターネット	10月1日～12月20日	159組	318人
計				9,443人

丹波篠山市民の申込者数 216人(前回 196人) 2.4%

ゲスト きゃつするひとみーさん、深澤哲也(ランラボ!チャンネル)さん
 けん玉ランナーさん、Sayuri Ishiharaさん

SAURUS JAPAN 株式会社 代表取締役 寄本晃次さん

朝日放送テレビ ペこばのまるスポチーム
 ペこば(シュウペイさん)
 ペこば(松陰寺太勇さん)
 数人(未定)

(2) 競技役員及び運営スタッフ・競技補助員

運営スタッフ 1,028人(うち個人応募ボランティア308人)

※2026.1.31時点

(3) 交通規制実施にかかる事前広報

大会公式サイト掲載 令和7年12月26日～
 チラシ全戸配布 令和8年 1月21日
 告知看板の設置 令和8年 2月 4日

(4) 医務体制

区分		説明
緊急本部		
救護所	医務テント (健康診断コーナー)	三の丸広場内
	東部救護所	旧雲部小学校前
	青山台前救護所	青山台ゴルフクラブ前
	市民センター救護所	市民センター駐車場内
車両	医務車	5台 (医務テント・東部救護所・青山台前救護所に備える車両3台を含む)
	スクーター隊	4台
	選手搬送車	8台
AED隊	固定AED隊	20地点 (19人)
	自転車AED隊	9班 (18人)
メディカルランナー		30人
待機病院		兵庫医大ささやま医療センター、岡本病院、にしき記念病院、山鳥病院
足膝相談コーナー		兵庫県柔道整復師会

(5) 表彰及び記念品等

- ①優勝 表彰状、丹波焼トロフィー
兵庫県知事賞 (表彰状)
丹波篠山産コシヒカリ、特産品詰合せ (JA丹波ささやま協賛)
- ②2～8位 表彰状、丹波焼花瓶またはカップ、特産品詰合せ (JA丹波ささやま協賛)
- ③完走者 丹波焼完走メダル
- ④参加者 ユニフォーム
- ⑤自己ベスト賞 自己ベスト更新幅の大きい選手にサウルス商品を贈呈

(6) 第46回大会の主な取り組み、状況

1. 大会運営

- ・参加賞をユニフォームに変更
- ・海外ランナーの募集 (新設)
- ・リレーマラソンの出場資格を18歳以上から15歳以上に拡充
- ・オリジナルゼッケン留めの販売 (ゼッケン留め 個、ホルダー 個)
- ・エントリー定員の拡充

2. 朝日放送テレビによる募集告知

- ・おはよう朝日でのCM告知
- ・エントリー募集告知CM
- ・丹波篠山ふるさと大使を務める熊谷奈美さんが出演されている「スタンダップ」での特集
- ・ラジオによるエントリー募集告知

- ・大会当日は、「ぺこばのまるスポ」の出演者による盛り上げ実施
 - ・大会終了後の特別番組「ぺこばのまるスポ」放送予定（3月下旬）
3. サウルスジャパンとの連携
 - ・大会デザインの更新
 - ・サウルスジャパンによるSNSを活用したデジタル広告エントリー募集
 - ・丹波篠山ABCマラソン対策練習会
 4. デジタル広告等によるエントリー募集
 - ・JR三宮駅のデジタルサイネージ活用（11/10～11/16）※11/16 神戸マラソン
 - ・神戸市営地下鉄三宮駅のデジタルサイネージ（11/10～11/16）※11/16 神戸マラソン
 - ・ポータルライナーでの広告（11/10～11/16）※11/16 神戸マラソン
 5. 他のマラソン大会における啓発
 - ・福知山マラソンにおけるパンフレット配布（11/23）
 - ・加古川マラソンにおけるパンフレット配布（12/14）
 - ・三田国際マスターズマラソンにおけるパンフレット配布（12/21）
 6. 大会協賛スポンサー獲得の取組み
 - ・特別協賛 株式会社PILLAR
 - ・市内企業 3社
 - ・兵庫三菱自動車による車両提供（8台）
 - ・フクダ電子兵庫販売株式会社によるAED提供（60台）
 7. スポーツ振興くじ助成事業
 - ・地域スポーツ活動助成交付金（内示8,000千円）

報告 7

第 5 1 回篠山春日能について

第 5 1 回篠山春日能について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 2 月 1 2 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

4/11 令和8年 土

KAKITSUBATA

第五十一回
篠山春日能
桜と伝統の舞台、そして能が一体となる

篠山春日能

演目

能 杜若 大槻 文藏 (人間国宝)

狂言 清水 茂山 宗彦

能 小鍛冶 観世鍔之丞

KOKAJI

観能料 解説書付き

SASAYAMA
KASUGA
NOH

自由席	B席	A席	S席
前売券 1,000円 当日券 5,000円	前売券 4,500円 当日券 6,000円	前売券 6,000円 当日券 6,500円	前売券 7,500円 当日券 8,000円

S seat	Advance ticket..... ¥7,500	At the gate..... ¥8,000
A seat	Advance ticket..... ¥6,000	At the gate..... ¥6,500
B seat	Advance ticket..... ¥5,500	At the gate..... ¥6,000
Non reserved seat	Advance ticket..... ¥4,500	At the gate..... ¥5,000
Student..... ¥1,000	

開場 午前11時 開演 午後1時30分
Sat. 11 April 2026 Open 11:00 a.m. / Start 1:30 p.m.
会場 国重要文化財 春日神社能舞台 (兵庫県丹波篠山市黒岡75)
KASUGA SHRINE NOH STAGE (75 Kurooka, Tamba-sayama-city, Hyogo)
*流天(5)は丹波田園交響楽ホールに変更します。*日中の午前8時30分は決定)
In case of rain, it will be held at the Deiren Symphony Hall.

篠山春日能の演目を分かりやすく解説「能への誘い」
講師：吉浪壽晃氏(観世流能楽師)
日時：3月17日(土) 13:30~15:00
会場：丹波篠山市立中央図書館 視聴覚ホール
参加費：500円 ※予約不要
共催：ささやま図書館友の会、篠山能実行委員会

お問い合わせ先 丹波篠山市教育委員会事務局社会教育・文化財課 TEL 079-552-5792(平日8:30~17:15)
篠山能楽資料館 TEL 079-552-3513(10:00~17:00 月曜休館)
チケット販売所 ローソンチケット[コード「52147」]
篠山能楽資料館 TEL 079-552-3513
篠山観光案内所 TEL 079-552-3380
主催：篠山能実行委員会・丹波篠山市 後援：兵庫県 最新情報は上記QRコードよりご覧ください。



篠山春日能

令和八年四月十一日(土)
国重要文化財 春日神社能舞台

開演 午後一時半

能 杜

大槻 文藏
若 福王茂十郎
恋之舞
大鼓 山本 哲也 太鼓 中田 弘美
小鼓 上田 敦史 笛 齊藤 敦

後見 大槻 裕一
赤松 禎友
地謡 上田 顕崇 武富 康之
山田 祐樹 上田 拓司
齊藤 信輔 寺澤 幸祐

狂言 清 水

茂山 宗彦 茂山千之丞

後見 増田 浩紀

休憩 十五分

能 小 鍛 冶

観世鏡之丞
福王茂十郎 大鼓 山本 寿弥 太鼓 中田 弘美
白頭 佐々木 秀 小鼓 上田 敦史 笛 齊藤 敦
問 増田 浩紀

後見 観世 淳夫 稲本 幹汰 武富 康之
上田 貴弘 大槻 裕一 寺澤 幸祐
地謡 齊藤 信輔 赤松 禎友

終演予定 午後五時頃

能「杜若」 場所 三河川・八橋

旅の僧が八橋に着き、一面の杜若に見惚れているとひとりの女が声をかけ、ここは在原業平が「かきつばた」の五文字を折り込み、恋人を想う和歌を詠んだ名所だと教えます。業平とその恋人二人の形見をまとい、自らを杜若の精だと明かした女は業平は歌舞の菩薩の化身として仏の教えを和歌で伝え、歌に詠むことで恋の相手を救い、草木である自分をも救ったのだと喜び舞い謡って消えていくのでした。

狂言「清水」

茶会のために主人は評判の野中の清水が欲しくなり、鬼が出るので嫌だと渋る太郎冠者に秘蔵の桶を持たせて汲みに行かせました。けれど太郎冠者はこの用事を煩わしがり、鬼が出たので桶を放り出し逃げてきたと嘘をつきます。すると主人は桶を探しに出かけてしまい、太郎冠者は嘘がばれると大慌て。先回りし、鬼に扮して主人を騙そうとしますが……。

能「小鍛冶」 場所 京都・三条

名高い刀匠、小鍛冶宗近は、急ぎ御剣を新造せよとの勅命を受けますが、刀造りに必須の相槌を打つ助手がおらず、途方に暮れて氏神の稲荷明神に参り助けを乞います。すると、ひとりの不思議な少年が現れて宗近を励まし、助力を約束しました。鍛冶の準備を整えた宗近のもとへ狐の姿をした稲荷明神の使いが現れて相槌をつとめ、無事に御剣を勅使に捧げたのち、稲荷山へと帰っていきましました。

主な出演者

大槻 文藏

昭和17年生。
シテ方観世流。
(公財)大槻能楽堂理事長。
重要無形文化財保持者・各個認定
(人間国宝)、文化功労者。
紫綬褒章、旭日小綬章 受賞。



観世 鏡之丞

昭和31年生。
シテ方観世流。
観世鏡之丞家9世。
(公社)鏡仙会代表理事。
(公社)能楽協会理事長。
紫綬褒章 受賞。



福王 茂十郎

昭和18年生。
ワキ方福王流16世宗家。
文化功労者。
紫綬褒章、旭日小綬章 受賞。



席種	前売価格	当日価格
指定席S席	7,500円	8,000円
指定席A席	6,000円	6,500円
指定席B席	5,500円	6,000円
自由席	4,500円 (学生1,000円)	5,000円 (学生1,000円)

■前売チケット販売所 (下記でご購入ください)

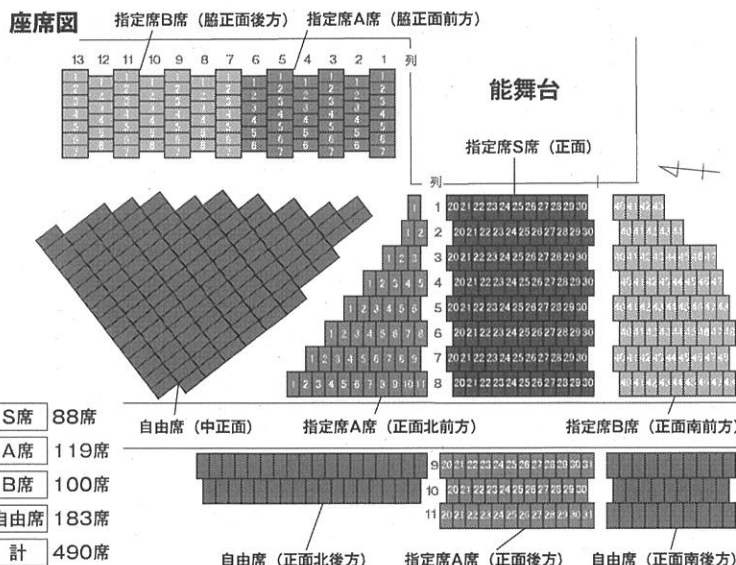
ローソンチケットLコード「52147」

篠山能楽資料館
TEL 079-552-3513

篠山観光案内所
TEL 079-552-3380

※前売券販売期間
2月14日 10:00 ~ 4月3日 17:00

※当日券販売
4月11日 10:00 ~



春日神社能舞台



全国でも6カ所しかない、貴重な国重要文化財の能舞台です。永く未来に伝えるため、保存修理工事が行われました。

報告 8 教育長報告

日	月	火	水	木	金	土
						1/24 8:30 軟式野球試 行的体験会 (篠山中学 校)
1/25	1/26 10:30 薬物乱用防 止教室(篠 山小学校) 13:15 定期監査市 長報告	1/27 8:30 政策会議 16:00 篠山養護学 校長来庁	1/28 9:40 ささよう発 表会(篠山 養護学校) 13:40 味間小学校 授業訪問 16:00 所属長会議	1/29 13:00 【2月】議案 検討会	1/30 11:30 西紀小学校 授業訪問 13:00 (産高)学 習発表成果 発表会(四 季の森)	1/31 13:00 食育推進大 会(丹南健 康福祉C)
2/1	2/2 9:00 来客対応 13:30 今田中学校 訪問	2/3 8:30 部長会議・ 政策会議 9:30 市議会 14:10 議員全員協 議会	2/4 10:00 多紀小学校 訪問 13:30 管理職ヒア リング(丹 波教育事務 所) 16:00 所属長会議	2/5 10:00 小・中・特 別支援学校 2月定例校 長会 13:15 西紀北小学 校6年生市 長表敬訪問	2/6 総務文教常 任委員会 (表決) 10:00 令和7年度 高齢者大学 さぎそう学 園一般教養 講座講演 (今田まち づくりC)	2/7

日	月	火	水	木	金	土
2/8	2/9 【予備日】 総務文教常 任委員会 8:30 政策会議 9:00 学校教育課 協議 15:00 丹波篠山 ABC マラソ ン実行委員 会（四季の 森生涯学習 C 東館）	2/10 16:00 所属長会議	2/11 10:00 令和7年度 三宅劍龍賞 ・みどり賞 表彰式（丹 波篠山市民 C)	2/12		

学校園危機管理の考え方と進め方について

教育委員会危機管理研修（兵庫教育大学 當山清実教授）より

丹波篠山市教育委員会 教育長 丹後政俊

1 日本人の危機意識不足の背景 危機に対する虚弱な体質⇒被害の拡大

- ① ムラ社会特有の他力本願的な思考（いざとなったら誰かが助けてくれる）
- ② 危機に対応する想像力の不足・欠如（農耕定住のムラ社会における逸脱行動の回避、外敵の少ない島国で長期にわたる平和・安全の維持による疑う目を持たない傾向、嫌なことを忌避する傾向）
- ③ 喉元過ぎれば熱さ（危機）も忘れる熱しやすく冷めやすい国民性等

2 学校園が取るべき安全管理（例 遊具事故）

①点検

- ・ 日常点検 ・ 定期点検 ・ 劣化、破損、挟まり等の確認
- ・ 点検記録の保存（写真・日付・担当者）

②監視体制

- ・ 死角を作らない配置 ・ リスクに応じた人数配置 ・ 漫然監視の防止

③使用ルール

- ・ 年齢、発達段階に応じた使用制限 ・ 危険行動の指導

④初動対応

- ・ 救護 ・ 使用停止 ・ 現場保存 ・ 事故状況の記録 ・ 保護者、設置者への報告

◎設置者（自治体）に求められる対応

※未然防止（安全基準に基づく設置、更新、定期点検、ヒヤリハットの蓄積と分析等）

事故発生時（現場保存、原因調査、使用停止措置、保護者説明、再発防止策の策定等）

3 学校危機管理の要諦

- ①全教職員の当事者意識の高揚
- ②単独での対応の限界を自覚・共有
- ③予防こそが最高の危機管理
- ④平時に分担・協力体制、発生時に迅速なチーム対応
- ⑤悪い情報を最優先で報告できる組織づくり

☆普段からの良好なコミュニケーションによる信頼関係の構築が重要

4 危機に対するリーダーの心得

- ①優れたリーダーは、みな小心者である（心配性だからこそ、あらゆるリスクに備える先見の明が育つ）
- ②臆病さを笑うものは、必ず失敗する（不安は危機を未然に防ぐ知恵を生む）
- ③優れたリーダーは考え続け、行動する（重要な判断を下すためにも、現場に足を運ぶ）

☆『小心な楽観主義者こそが最強のリーダーである』